

令和3年 第3回臨時会

建設水道常任委員会
会 議 録

日付：令和3年7月16日（金）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

令和3年 第3回大仙市議会臨時会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和3年7月16日（金曜日） 午前10時19分～午前10時27分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（6人）

委員長	15番	佐藤育男	副委員長	17番	児玉裕一
委員	4番	佐藤隆盛	委員	9番	本間輝男
委員	22番	佐藤清吉	委員	26番	高橋敏英

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

建設部

建設部長	今和則	道路河川課長	京野和明
道路河川課参事	富樫一哉	道路河川課主幹	高橋英明

議会事務局職員出席

参事 富樫康隆

審査議案等

第1 議案第70号 損害賠償の額を定めることについて

第2 議案第71号 令和3年度大仙市一般会計補正予算（第3号）

○委員長（佐藤育男） おはようございます。

今日は、本会議休憩中のところを、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

毎日暑い日が続きますので、あしたもかなり気温が上がるというような情報ありますけれども、どうか健康には十分注意をされまして、業務に当たっていただきたいと思います。

それでは、ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。今建設部長。

○建設部長（今 和則） あらためまして、おはようございます。

委員の皆さまにおかれましては、本会議休憩中のところ、常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

また、建設部の事務事業の遂行につきまして、日ごろよりご指導とご鞭撻^{べんたつ}を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。今後も引き続き、よろしく願いいたします。

本日、ご審議をお願いいたします案件は、議案第70号、損害賠償の額を定めることについて、及び議案第71号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第3号）のうち、道路河川課所管分についてであります。

各案件につきまして、道路河川課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

○委員長（佐藤育男） それでは早速、審査に入ります。

議案第70号、損害賠償の額を定めることについて、及び議案第71号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第3号）の2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長（京野和明） 道路河川課の京野です。よろしく申し上げます。

説明に入ります前に、本日同席の道路河川課職員をご紹介します。道路河川課総務班班長の富樫参事でございます。同じく維持班班長の高橋主幹です。よろしくをお願いいたします。

議案第70号の損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の3ページ、それとお手元にお配りしております資料・道路-1の1ページを併せてお開き願います。

このたびの議案につきましては、令和3年1月15日発生の除雪ドーザによる除雪中の事故による損害を相手方に賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

資料・道路-1の1ページをご覧ください。

事故の状況としましては、12月から3月末までの期間で、道路河川課が除雪オペレータとして雇用した会計年度任用職員が、早朝除雪業務中の6時ごろに大仙市大曲若葉町地内、市道若葉町2号線にて、相手方隣地にある一時堆雪場に雪を押ししていた際に、積み上がった雪をさらに高く押し上げようとしたところ、誤って相手方車庫の屋根に除雪ドーザの排雪板を接触させ、損害を与えたものであります。

損害内容は、車庫の軒先約11メートルの破損と屋根材の変形、室内石こうボードの亀裂であり、相手方としては現状復旧を要望しているところでありました。

事故の原因としましては、大雪により、例年よりも高い位置に雪を積み上げる必要があったことも一因としてありますが、除雪オペレータが除雪ドーザの排雪板通過位置を見誤ったことが大きな要因と考えられます。今後は、排雪板作業時の安全確認の徹底と講習等により技術向上を図ってまいります。

事故後は、速やかに相手方へ謝罪するとともに、破損した屋根の応急復旧を行い、雪解けを待ち、本復旧をすることで了解を得ていたものであり、このたび、その工事が完了し、損害額が判明したことから、賠償額167万7,775円の議決をお願いするものであります。

次に資料ナンバー2、令和3年度大仙市補正予算書〔7月補正〕の7ページと11ページ、資料ナンバー2-1、事業説明書の7ページをお開き願います。

はじめに資料ナンバー2-1、事業説明書の7ページをご覧ください。

8款 土木費、2項 道路橋りょう費、2目 道路維持費、12事業 除雪対策費についてであります。

補正前の額11億1,244万7千円に165万6千円を追加し、補正後の額を11億1,410万3千円とするものであります。

本補正につきましては、ただ今ご説明いたしました議案70号の令和3年1月15日発生の除雪ドーザによる除雪中の建物損傷事故による損害を、相手方に賠償するためのものであります。

令和3年度補正予算書〔7月補正〕の7ページをご覧ください。

自動車損害共済金として、全国市有物件災害共済会より、既に支払い済みの一次養生費用を除く165万6千円の歳入補正を行うものであります。

次に、令和3年度補正予算書〔7月補正〕の11ページをご覧ください。

除雪対策費の補償補填及び賠償金に建物損傷事故に係る損害賠償金として、既に支払い済みの一次養生費用を除く165万6千円の補正を行うものであります。

以上、議案第70号の損害賠償の額を定めることと、議案第71号の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） よろしいですか、はい。

なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本2件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時27分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐藤育男